

応急修理制度の手続きの流れ

災害救助法に基づく応急修理

事前準備
(相談)

申請書等提出
(受付)

審査

工事の
依頼

完了
検査

支払い

相談受付窓口

小松市
建築住宅課

- ①申請書の入手
- ②「罹災証明書」の入手

修理業者

修理見積書の入手

修理内容の説明

被災者

※自治体は、必要に応じて、被災者に業者の斡旋等を実施
(紹介業務の外注可能(経費は救助事務費を充当))

<提出書類>

- ①「住宅の応急修理申込書」(様式第1号)
- ②「罹災証明書」 ※コピー可
- ③「施工前の被害状況が分かる写真」
- ④「修理見積書」(様式第3号)※後日提出可だが、工事決定に必要
- ⑤「資力に関する申出書」(様式第2号)
- ⑥「住宅の被害状況に関する申出書」

「写真」、「修理見積書」の審査
※災害救助法対象分と個人対象分に整理
必要に応じて、現地調査の実施

被災者へ工事実施の連絡 (様式第5号)

修理業者

被災者

①「修理依頼書」を発行 (様式第4号)

②「請書」を徴収 (様式第6号)

工事契約
(自己負担分)

※必ずしも修理業者と契約書
を取り交わす必要はなく、
請書の徴収で差し支えない。

被災者に連絡の上、工事を実施

修理業者による工事の実施

小松市
建築住宅課

修理業者

「工事完了報告書」を提出 (様式第7号)
(「工事施工前、施工中、施工後の写真」等を添付)

修理費用の確定

請求書の提出

請求書の確認、支払い

※修理費用のうち、1世帯あたりの
限度額を超える部分について
は、被災者が負担する。